

委員長 開 会（午後 1 時 3 0 分）
署名委員 浦野委員、嶋田委員

委員長 おはようございます。全委員出席されておりますので、ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

本日の委員会の会議録署名委員を私の方から指名いたします。
会議録署名委員に浦野委員、嶋田委員を指名いたします。両委員にはよろしく願いいたします。

委員長 本日の議事日程は、お手元に配布いたしていますレジメのとおりであります。それでは、レジメに沿って進めてまいります。

協議事項 1. 平成 1 6 年第 1 回斑鳩町議会定例会についてを議題といたします。会期日程については、すでにご案内がされていますようにお手元の日程表のとおり、3 月 1 日（月）から 1 9 日（金）までの 1 9 日間ということを確認させていただいてよろしいか。

（ 異議なし ）

委員長 それでは、そのように進められることを確認しておきます。
日程表の中で、1 0 日には住民投票条例検討小委員会、1 6 日には市町村合併調査研究特別委員会が新たに予定されておりますので会わせて確認方をよろしく願いを致しておきます。

今月の 2 7 日に議会開催の告示がされ、議会開催案内、議案書等が送付されることとなっておりますのでよろしく願いを致しておきます。

また、本会議初日の開会時刻につきましては午後 1 時 3 0 分となっておりますが、一般質問の通告については、午後 1 時ですので、通告時間までに議会棟にご参集をお願い致したいと思います。

参集時刻については、議長から全議員あてに招集通知のなかで案内がされることとなっておりますが、時間をお間違えのないようによろ

しくお願いを致しておきます。

ここまでのことについて、質疑、ご意見等ありましたらお受けしてまいりたいと思います。質疑、ご意見のある方はどうぞ。

(異議なし)

委員長 それでは、そのように進めていただくことを確認しておきます。

次に、3月定例会に付議が予定されています案件について、総務部長の方に出席を願っていますので説明を求めたいと思います。

(提出予定議案説明)

委員長 3月定例会の付議予定案件について説明をいただきましたが、付託先等の審議をするうえでの質疑等あれば、お受けしてまいりたいと思います。

(質疑なし)

委員長 次に、議案審議の方法ですが、議事日程、委員会付託表を参考にしてくださいと思います。

はじめに、監査結果報告についてですが、昨年までは定期監査報告についてということであったと思いますが、この事について局長より説明をしていただきたいと思います。

事務局長 監査結果報告ということで議事日程に入れさせていただいております。今、委員長からもご報告ありましたように、従来この3月議会で、2月で執行されております定期監査の報告を受けることとなっておりますが、この時期に併せて財政援助団体の監査も執行されました。財政援助団体の監査につきましては定期監査の日という事で特定はされておりましたので、今回両方のご報告を頂くというので、定期監

査ということではなく、監査結果報告ということで監査委員さんからご報告頂くという形で、こういうタイトルにしておりますので、よろしくお願ひ致したいと思ひます。

委員長 　ただ今の説明で何か、ご意見がございましたらお願ひします。

（ 質疑なし ）

委員長 　なお、辰巳代表監査委員には報告後、退席をされるということをお聞きしておりますのでよろしくお願ひを致しておきます。

次に、施政方針説明のあと、続けて提出議案の説明となりますと説明時間もかなり長く、その点は配慮させていただいて、施政方針説明が終わりましたら、若干休憩を取っていただき、提出議案の説明をしていただくということで、議長の方で進めてもらうということでお聞きしておりますのでよろしくお願ひを致しておきます。

このことについて、何かご意見のある方ございますか。

（ 質疑なし ）

委員長 　午後からですので、続けて提案説明を求めていくのも1つの方法だと思うのですが、なにぶんにも施政方針が長い文書になっているのかなと思ひますし、議長からもこの様に諮っておいてほしいということですので、皆さんよろしいですか。

（ 異議なし ）

委員長 　それではそのような取扱いとさせていただきます。

次に、男女共同参画推進条例についてから水道事業会計補正予算第4号までと町道の廃止については、それぞれ所管の委員会へ付託ということで、閉会中の所管委員会で提出予定議案としてそれぞれ説明が

されていると思いますが、総括質疑の後、委員会付託表のとおり、各常任委員会へ付託ということでよろしいですか。

(異議なし)

委員長

それでは、そのように取り扱って頂きます。

次に、平成16年度の一般会計予算から特別会計予算及び水道事業会計予算につきましては、委員7名による予算審査特別委員会を設置し、同委員会に付託をされることとなっています。

各常任委員会で予算審査特別委員会へ出ていただく方を決めていただいていると思いますが、再度、確認をさせていただきます。

総務常任委員会から、松田議員、坂口議員、浦野議員

厚生常任委員会から、西谷議員、里川議員

建設水道常任委員会から、飯高議員、吉川議員

と言う事で確認をさせていただきました。

委員長

次に収入役選任の同意につきましては、先般町長の方から話しをされていまして現、中野収入役を引き続きお願いしたいということで初日の本会議で委員会付託を省略し、提案説明を受けたのち、同意について諮ってもらおうということで確認をしておきたいと思いますがよろしいか。

(異議なし)

委員長

今まででしたら、最終日に諮っているのも多いのですが、今回は初日ということで町長からも説明がありましたので、そのように扱って頂きます。

次に、文化振興財団及び土地開発公社の報告についても、委員会付託を省略し、初日の本会議で報告を受けるということで確認をしておきたいと思いますがよろしいですか。

(異議なし)

委員長 それでは、そのように進められると言う事で確認を致しておきます。
なお、斑鳩高校の甲子園出場に伴います助成につきましては、一般会計補正予算第8号のなかで付議がされますが、このことについては町長が後援会長もされており、これらのことについて配慮してもらうということから、初日の全員協議会で町長から理解を求められるということをお聞きしていますので、併せてご報告を申し上げておきたいと思えます。

委員長 付議予定議案については以上ですが、質疑等はありませんか。

(質疑なし)

委員長 次に陳情書の付託先についてを議題と致します。
23日に峨瀬自治会長から陳情書が提出されています。本件については内容等から、総務委員会に付託をお願いするのがよいのではと思えますが、このことについて皆様方のご意見をお伺いしたいと思えます。

里川委員 今、委員長も申されましたように、先日の総務常任委員会を傍聴させていただいていましたが、総務委員長もこの問題については所管の委員会であることから、委員会として、一定の責任があるというようなご発言もあって、理事者側に対していろいろ委員長からも、いろんな注意もされておられましたし、要望も委員会としてされていたように思えます。そういった流れの中から、当然内容については総務委員会で協議していただく内容ではないかと考えますので、委員長がおっしゃられたように、やはり付託ということで、総務委員会に付託ということでやっていただければいいんじゃないかと、私は考えます。

委員長 他ございませんか。

西谷委員 自分のことなので、実際には、この中で書いている、例えば、法的に、法的無知をさらけ出すような質問を繰り返しとか、町広報、いかるが広報発行対策、斑鳩町広報発行対策、間違っておられる、議会だよりの発行対策委員長の要職であること自体が基本的に欠損で、それが斑鳩町議会の権威を失墜させているという文書なんです。実際にこれ、陳情みたいの、本人さんが持って来られたんですな。

事務局長 今現在、自治会長さんは入院されておられるとお聞きしています。当日は息子さんがお持ちになられたということでございます。

西谷委員 実際に私が議会であったことを質問して、それをそのままビラにしてふれているし、地縁団体の解釈についても何ら私は間違っていないし、うちの弁護士と相談して、きちっと、それは間違いないということは確信しているし、県の方ともそれはきちっと確認とっているんですが、なぜこういうふうに出てくるのか、未だに不思議でならない。本来の、議会でこういう事が出てきて、それを審議されることについてはやぶさかではない。こんなんが果たして、議会にのせんなんようなもんなんかということが、私自身素朴に思います。ある意味では、非常に、議員としての活動や、或いは言論の自由を明らかに阻害する、ことではないかなと、今、見せてもらって、改めて思います。私の個人的な見解として表明しておきます。

委員長 今、付託先を決める意見の中で、議会運営委員会の委員としてとしておきます。他にございませんか。

嶋田委員 総務に付託ということですが、議題の内容は、総務に管轄するものだと思うんですが、この最後の方ですね、陳情書、両議員の行為に対

する厳重なる処分をご検討いただきたいと、そういうふうなことは、総務委員会でやるべきものかどうかというのが、ちょっと疑問なんです。

委員長

この陳情書を読ませて頂いている中では、最終的に厳重なる処分を検討いただきたいと、陳情者が申し上げておられる中で、また、西谷議員に前もって、お話しされたということもありますし、そのことがどういうことなのかということ、議会としては精査させていただきたいという感じで、陳情を受ける訳なんです。里川議員がおっしゃったように、私も総務委員のひとりですが、委員長から地縁団体についての委員からの質問に対して、答弁があった後に委員長としての、いろいろな思いを述べられた、そのように思っております。その中にはやはり、このいろいろな、今の峨瀬の問題というんですか、その事について議員として、まず、内容の中で、いろんな意見があると思うんです。それらをどこかの委員会で受けて、そして整理をしていく必要があると、そういう思いから総務委員長もおっしゃったんじゃないのかなと、私自身も考えております。付託先としては先程申し上げましたように、総務委員会が妥当ではないかなと思います。最終的な陳情者の思いというのが果たして、こういうことが起き得るのかということ、これを調査というのか、整理をすると、今までの地縁団体に対する考え方、西谷委員がそうしているということですし、峨瀬の自治会の中では違うというのも言ってますし、そういうことで、それらを議会として、統一見解というんですか、そういう形を纏めていくという意味でも、この最終の、厳重なる処分ということにつきましては、これを審議していく上で起きてくることかなと、私自身はそのように思います。締めくくりはこの様に書いておられますけど、それは、その行為は西谷議員が議員活動として当然のことだということで、議会としてまとまるのか、それらを審議していくいうんですか、協議していくいうんですか、そういうことだと私は解釈しています。

嶋田委員 議員の活動というのを総務で審議するのかどうかというのを、ちょっと疑問には思います。ただし、地縁団体、云々というのは総務の管轄に属するものだから、それはそれでいいと思うんですけど、議員活動で審議というのは、ちょっと総務ではなじまないのと違うかと、ましてや処分、云々も入っているということについては、なじんでこないで、特別の調査委員会なり、設けてやった方がいいではないかなと思います。

委員長 特別の調査委員会を現時点で設置するという事は、まず困難だと思います。この陳情を受けて、西谷議員の先程の意見の中にもあったと思うんですけど、これを受けるのも本来おかしいのと違うかなという気持ちもあるみたいですので、陳情があればそういう調査委員会ですか、それや処分という言葉があったように思うんですが、その事についての委員会を特別に設置するという事は議会としては、勿論、時期尚早だと思いますし、現時点ではまず陳情があったということで、何れかの常任委員会で調査というのですか、精査してもらい、整理してもらい、いろんな陳情者の言い分、また、これは議員についてですので、その方にも参考意見を聴く場面もでてくるかもしれない。今日のこの議会運営委員会は、最初から申し上げてますが、この陳情が昨日ありましたので、これの付託先を協議して決定していただく、そういうことですので、特別な委員会、若しくは、この陳情書の内容で特別に設置するというのは、今、この段階では無理だと思います。よろしくご理解をお願いします。

他にございませんか。

(質疑なし)

委員長 それでは、議長どうですか。付託先が総務委員会というような感じですが、それでよろしいですか。

議長

結構です。

委員長

それではこの陳情書につきましては総務常任委員会へ付託ということで、議長から取り扱って頂きますので、よろしくお願い致します。

これで、協議事項の1については以上で終わります。

総務部長には他の公務もありますので、ここで退席をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

総務部長にはお忙しい中、大変ご苦勞様でした

(総務部長退席)

委員長

次に、前回の委員会で継続して審査をしていくこととしておりました。1. 要望書等の取扱いについて意見をお聞きしていきたいと思えます。この要望書というのは、前回、佐藤雅男さんから要望がありました、議会傍聴に関する現行の規制を緩和して下さるようお願いいたします、ということで、その内容につきましては、資料を持って来ておられなかったら、暫時休憩します。

(午後2時14分 休憩)

(午後2時16分 再開)

委員長

再開いたします。

前回の議会運営委員会で入り口の議論だけで終わっておりますので、この委員会で結論を出していきたいと思えます。といいますのは、開会中の委員会にも影響してきますので、この事について再度ご意見をお伺いして、議会運営委員会として纏めていきたいと、また、その事は初日の全員協議会にも議長から確認をしていただきたいと、この様に思えますのでよろしくお願い致します。

前回少し議論の中で、疑問に思ったというんですか、要望者の方につきましては、記と書かれた4行までが、議会傍聴に関して現行の規

制を緩和してくださるようお願いします、ということの読み方なんです、いろんな委員会の中で傍聴者からということかなと初め思っていたら、休憩の間ですか、そうじゃないと、それは当然、傍聴者はその委員会で発言は出来ない、ということは承知しているということで、そういう意味じゃないんだと、そうしたら、会議の終了した時点で一定の条件の下に傍聴者から発言を認めるというように、具体的な例を挙げておられるのですが、この中で私自身も委員長のひとりとして、会議が終了した時点では委員さんを拘束する権利は、例え委員長といえどもありませんし、それは委員会での発言にはならないし、その点がどういう具合に整理させてもらったらいいのかなと考えております。要望者の方が委員会での発言ということと、会議が終了した時点でも話をというのと、ちょっとニュアンスが違うのかなと私は聞いておりますが、それらについて皆さんのご意見、伺いたいと思います。

西谷委員 書いておられることについて、委員長が言われるように、確かに委員会終了したら、確かに委員会そのものについて、それは出来ない、議事録にも、会議録にも載らない、という前提の元で、せっかく傍聴してくれた人が、実際議論を聞いていて、ちょっと自分と意見が違うというような、聞きたいという部分は、多分そういう思いがあって、ここに書いてあるように、公開質問状みたいなものをわざわざ出さなくても、その時に話を聞いていれば、わざわざこういう手間なことをしなくてもよかったという実感から、こういうものが出てきたと思うんだけど、ただ、私は別に、傍聴者が来られて、終わって、委員長が議員全てを拘束することが出来ない中で、聞いてあげようという、自由意思で議員が、逆に言ったら残るということについては、それはそれなりに支障ないのと違うかなという気はしますけども。ただ、それが議会としてどうだということになると、非常に、部分として、曖昧な部分が残るんだけど、せっかく来てくれた人が議員の中での議論を聞いて、おかしいとかそういうことで、単に、それが途中で傍聴者の意見を聴くんだったら、逆に言ったら、議員そのものの意見の方向性

が左右される部分もあるかも知れないけど、一旦済んだ部分については仮に意見を聴いたとしても、前回の発言を撤回するものでもないから、発想としてはユニークでおもしろいかなという感じはしますけども。私はこういうのがあってもいいなという気がします。

委員長

こういうことを言ったら、言葉的には妥当ではないかなと思うんですが、今、西谷議員がおっしゃるように、その発言された方のことについて、傍聴者から委員会の終了後、ロビーなどでどうですかと聞いてもらえるとか、そういう形だったら、今までどおり、そういう形は採っておられたと思いますが、いろんな聞きたい、丁度私も、この時に佐藤さんから公開質問状を頂いておりましたし、2ページの中段から、私は抛ん所なく公開質問状を提出させて頂くという形で、ということだったので、私はいろんな考えの元で、別に答える必要もないという考えもしたんですが、だけどころこういう思いで公開質問状を出して頂いたということで、私は答弁書ですか、それを出させて頂きますということで、再度その事についての議論をする気はないということで出させてもらっています。その時にいろいろ口頭で話をさせてもらったら、面倒なこと、公開質問状という形で出してくることはしなかったという思いがあったので、出させてもらったと、そしてその後で…見ていくということは、どういうことなのかなと、今後斑鳩の町議会としてはどの様に対応させてもらったらいいのかなということで。委員長が拘束するという言葉も、ちょっと乱暴なのかなと思いますが、帰ろうとする委員さんに、この傍聴者の方から意見がありますので、聞いてあげてほしいと、それは自由でしかないと思うんですが、それらの委員さんに呼び止めるというのですか、その役を委員長がするというぐらいのことだったら、また皆さん、各委員長に議長からお願いもしてもらおうのも可能かなと思うんですが。佐藤さんがおっしゃった、仮に議会運営委員会で、一旦締めた後で、このままで待っておいってください、傍聴者にはいろんな意見聞きますということは無理だと私は思っています。だから、傍聴者の方から委員会の終了後、直ぐに誰々

の意見と聞いた中で、私達少し疑問に感じるとか、いやこういう意見だから、少しあの議員さんに待ってほしいというような申し出があれば、委員長もこういう申し出があるので、聞いてもらえたらというような、それも勿論自由ですから、そういう具合に委員長が取り計らっていくというようなことを慣例にしていっていいのかなと思いますし、他の委員長で、いや私はそこまで出来ません、と言われてたらそれまでだし、委員長サイドでしてもらいべきだし、もしその委員長が、いや私は出来ません、と言われても、委員長としての欠格事項には当然なりませんので、その点もしっかりと認識してもらったら、そういう提案は議運の皆さんがあればしたら、全員協議会というか、他の議員さん、委員長もおられますので。常任委員長の一部の人には、内々に私は委員長として、どうですか、ということは聞いてます。だけど、残念ながらその委員長は、そんなの出来ないよ、というような答が帰ってきているのは事実です。

里川委員 私も議会の運営上、非常に、この申し出の気持ちはよく分かるんですけど、運営上が難しいなど、取扱いについても。ただ、私、一点記憶にあるんですけど、この方傍聴に来られてまして、委員会が終わったときに、この方が「委員長」と言われたんです。「委員長」と自分も意見を言わせてほしいと。ところがその時の委員長、内容があれだったんですけど、その時に委員長は、「委員長」と呼びかけたんですけど、その言葉に対して無視というのか、一応は委員会が終わったんですけど、無視をされて出ていったという経過があったんですけども、その時に一度この方が、そういう状況があったということもありまして、ああいう場面で何か言いたいことがあるんだなと思ったんで、そういうときにちょっと、委員長なり、議長なりが、会議中は無理ですけどもということで、落ち着いて聞いてあげていただけるという状況があったら、良かったのかなというふうな気もするんです。ここで佐藤さんもよく、承知されているのかどうか分からないのですが、一定の条件とは発言者の人数や発言時間の制限など想定しています、と

書かれているんですが、逆に言いましたら、例えば、都市基盤整備特別委員会などでしたら、非常に多くの方が来られる中で、こういうことが行おうとなったときに、非常に大混乱が起きる可能性も出てくるのではないかと、議会在委員会を締めてから、非常に大混乱をもたらす結果になるのではないかという心配も実はあるんです。傍聴来られて、その時に持たれた意見というのはどんどん、やはり私達議員は町民のご意見というのは真摯に受け止めないといけないという気持ちは持っていますので、何かいい方法があればというのは、私もずっと考えていたんですけれども、ただ、制度的には非常に難しい問題だなと。今いったように、そういう心配もあれば、逆に傍聴に来られていても、別に自分の言いたいことをそこにいる議員が言ったなあ、それなら自分の言うことはないわと、思うことないわ、と思われる場合もあるだろうし、その時その時の案件とか、ケースによって凄くばらつきのある問題だろうということも感じますし、どう扱うのがベストなのかというのがあって、前に各委員長さん、どんなお考えなさっているか、そういうもの参考にしないといけないなあという話だったと思うんですが、今、ちょっと委員長から別の常任委員会の委員長さんなのかも分かりませんが、委員長に意見聞いたら無理というご意見だったということなんですけれども、これはやはり、現委員長さんのご理解も求めないと出来ないことだろうし、いろんな事を総合して考えたら、限界があるだろうし、ただ、私達議員の姿勢としては町民の方の意見を聴かせてもらうという姿勢は持つておかないといけないということについては、それぞれ認識しながら、こういう思いの方の、委員会終了後受け止めるという方法について、今、委員長がいわれたように、その会議の場所でというのは、なかなか難しいかも知れないけれども、出来るだけご意見を聞くんだという姿勢を、向きを作っていけたらというのが私の思いなんです。ただ、きちっと制度としてするというのは非常に難しいものがあるんだなというのは、私も理解しているんですけど。

委員長

今、里川委員のおっしゃった、それは総務委員会での話で、佐藤さんが確かに発言を求めるような委員長に呼びかけをしておられました。その後に議長とここでお話をされておったと。私自身は総務委員として、なにがあったのかなという感じで、その後住民課に要望書という形でおいてあったんですよ、そしてそれを住民課から上がってきて、これは要望書だから議会運営委員会で議論しないといけないものということで、この委員会で議論してもらいました。その内容につきましては傍聴者にももう少し分かりやすいように委員長は委員会を諮るべきだという意見、極端な意見ですけどね。その一つとして、改善させてもらうということで、資料の配付にも、ここでも議論してもらいました。もの凄く限度があるんじゃないかと。出来るだけ委員長は傍聴者も同じように分かってもらえるように、少なくとも次第というのは配布してもらう。それから資料につきましては、これは委員長として傍聴者に分かりにくいから、この資料は配付した方がいいと勘案したら委員長の権限で配布してもらうように、そういうようなまとめ方をさせてもらって、先程のこの資料も傍聴者お出ででしたから私の独断で配布してくれと、このように、その時の佐藤さんの要望については、もう少し傍聴に来て分かり易い委員会運営をしてくれと、そうだったと思うんです。その事で議会運営委員会で協議させてもらって、前向きに取り上げさせてもらって、全協で報告させてもらった後、ある委員長からは、議運でそんなん決めていいのかという苦情を、ちょっと小耳に挟んだんです。私は別にそれをする事によって委員会運営が混乱を招くようなことは、そこまでのことをする必要はないからということで、それは委員長の判断ですよという意味で、私は聞き流してますけど、今回のこの事についても、ちょっと聞いてみたら無理と違うかなあと、だめだという意見はない、無理違いますかというように、複数の常任委員長からそういうことも聞いてますので、だから、この要望の中で、こういう要望があったということで出来るだけ、また、傍聴者からもしそういうことがあれば、委員長の裁量で議員さんをお願いしてもらいたいというようなことで、全協に報告するとい

う答えに纏めたいなと思うんです。一緒に発言してもらおうということは無理です。勿論、西谷委員も言ったように、その議員さんの自由ですから、もうひとつ加えれば、委員長がそれをするかしないかも自由であると、いうことぐらいにしかならないのかなと思うんですが。

飯高委員 佐藤さんの思いは分かるんですけど、一定の条件といわれても、こういう感じで書かれていますし、ただ、議員としては先程里川さんがいわれたように、聞こうとしていることに対して、それを受けていくというのが、議員としての基本姿勢と、ただ、その時に終わりましたと、委員会終わって後で、直ぐ、その人と話し合ったときに、議員さんは直ぐ用事がある、こういった場合はそちらを優先する場合もあるし、また、割いてあげて相談する時もあるし、その時々でいいのと違いますか。委員長、議長なりから、委員に対してこの様にして下さいよという言葉はいいが、それに沿うことが出来ない場合もあるし、そこでは拘束は出来ないと思う。あとは、その議員さんの受け止め方だと思う。だから自然な形だと思うんです。終わって、こっちに来られて、終わった後で議員さん聞きたいんですわと、さっきの質問、あっそうですかと、ということに対しては当たり前なことだし、そこで時間がなかったら、ちょっと時間がありませんから明日でも、明後日でもと、時間を合わせてする、それだけでいいのと違いますか。私はそれぐらいだと思うんですが。

嶋田委員 先程委員長が言われている中では、今、飯高議員がおっしゃったようなことで、議員の立場というんですか、自分の立場をわきまえてやれというような感じなんですけど、ロビーでいくらでも話ができるのだから、そういうことをある委員会、委員長の判断でするとか、そういうことをなしにしていっていただきたいと思います。ある委員会ですいている、なら、なぜこの委員会はしないのだとか、そういう議論にも発展しかねないし、用事が出てくると、あの委員は町民、住民の話を聞かない議員だと、そういうのが独り歩きする、噂が出てくる可能性もあ

りますので、そういうふうなことは一切ないようにしていただきたい
と思います。

委員長 ということは、先程から里川委員も傍聴者の立場で、出来るだけ弾
力性を持たせた、そういうこともきちっとした委員会の発言は出来な
いことで、その後は個人的に議員に聞いて下さい、ということである
方が、後々の誤解がないだろうという、そういう意見の内容でよろし
いですか。

嶋田委員 いくらでも聞く耳は持っていますが、それが何かの都合で聞けない
時もある。あの議員は全然聞く耳持たないんだと、そういう噂が独り
歩きする恐れは、十分に出てきてます、今現在でも出てきていると思
います。

委員長 そこで、聞く耳も持っているんだということで、ただその時間がない
ということでも、そういうことを言われるということは、聞こうと
決めてあっても同じことではないのかなと私は思うんです。それだっ
たら、逆に委員会の終了した後は、全く個人的な意見として聞いてお
いてくださいということになって、議会としては聞く必要がないとい
うことでしなければ、そういう形が取れないのかなと思うんです。こ
れはもう個々の判断ですからということで、聞き流してもらえるんだ
ったら、せっかく要望書も上がってきているし、この委員の中でも出
来たら、制度化は無理だということは一致した意見を持ってますけれ
ど、出来るだけ聞くように申し合わせでもいいのと違うかなという感
じなんです。

飯高委員 そういうふうに委員長から言うと、聞くようにと、聞かれなかった
時に、そうだと委員が言ったら、普通のことなんだけど、そういうふ
うに言ってしまうと、そうでなかった時に出てくるから、敢えてそれ
を、そういうと押しつけている形になるので、個人個人でお任せいた

しますという形で、いいのではないかと。

委員長 ということは、今までどおりだということで、何ら委員に、弾力性の持った、議員の申し合わせをするということも、しないで、今までどおりで、ということで、せつかく要望されていますが、そういうことはしないでだけでの返事という形で纏めさせてもらって。

飯高委員 この人に報告せんといかんとしたら、一応こういう形で決まりましたというときに、委員にそういうふうに言ってますから、ところがそういうふうに言っていて、にもかかわらず、委員に対したら、いやそんなことなかったと、話してくれないと、たまたま忙しくてとか、いろいろ事情があるでしょ、いれば、言われないということもあったりする、そうしたら、全然聞いてくれないじゃないかということも出てきたら、そういうことでいろいろ問題が出てきますので、この話はせつかくだが、申し訳ないけども、そういったことも有り得るのでということで、委員長から報告というか。誤解されるということも変だけど、そういった部分であると思うんです。

委員長 他ご意見ありませんか。

浦野委員 飯高議員と嶋田議員の意見と一緒になんですが、この要望書じっくり再度読みますと、この方はその会議の場で、鉄は熱いうちに打てじゃないけども、自分が感じたことを言える、表現の場を持たしてほしいということで書かれておりますので、これは出来ないということで、報告せざるを得ないのかなと、その後でその会議終わってから意見を言える、委員さんなり、委員長なり、相手してほしいということで、中間的な意味でまた要望がされると思うんですけども、やはり今、飯高さんがおっしゃったように、そうなってくるとあの人は聞いてくれないとかなってきますので、傍聴の方には意見をいっていただいたり、いろいろ感じていただくのは、非常にまた、議会の繁栄には繋がるか

とは思いますが、議会を運営していく中で時間的な制限とか、またいろんな制限もありますので、全てを聞けば一番いいんですが、聞けないということもありますので、やはり委員長が最初おっしゃった、或いは西谷さんがおっしゃった、終わってから意見を出来るだけ聞いてあげたらいいということと言ったときに、いろいろ誤解が生じないかなと思いますので、今までどおりという流れになると思うんですが。

議 長

斑鳩じゃなくて、7町の議長にそれぞれ、こういうこと来たので、個人的に聞きました。他の議長は斑鳩はやさしいんだなど、いろいろ問題あるものを処理して、斑鳩はやさしいんだなど。あるところでは、絶対受けないというのが多かった。私が個人的に話をすると、この間、去年話すると言ったが、こちらに来られたときにお会いして、私は出しませんよと、ファンであるとどこでもファンだから、平行線辿るだけだから、私は出来ませんよと、話すんだったら、個人的に話をして下さいと申しあげましたので、斑鳩は出てきたものに対する、それぞれに個人的に議員さんと話されたらいいのと違いますか。出てきたら、出てきた議員さんの所に行かれて、話されて、それで答えようと、答えられなかりょうと、議員さん個人の問題であって、我々、議員さんにこうなさいというのはおかしいんじゃないかなと思います。要望書でて、議長宛てできて、諮ってもらって、会いもしましたので、見解の相違があるのだと、できたら私は今までどおり、それぞれの議員さんで判断されたらいいのと違いますか、私はそのように思いますので、よろしく願いしておきます。

委員長

この要望書の取り扱いにつきましては賛否を採るような問題でもありませんので、まず、率直に受け止めて、傍聴に関する現行の規制を緩和ということは無理である。委員会の中で傍聴者から発言を求めることは無理である。会議規則ですが、委員外議員の発言ということにつきましては、委員会で議論している中で本会議への採決にも影響することもありますので、それらは聞いておく必要もある時があるから、

発言は特別に委員長が委員に諮って許可していますので、傍聴者についてはやはりそれは不可能であるということで聞かせてもらって、委員会内では発言は不可能ということで、返事させていただきます。そして、終わった後でのことは、勿論委員長からはとか、議員としての、自由に話をして下さい、その事についての斡旋といいますか、話を聞いてあげてほしいとか、議論してほしいとか、いうことは委員長であってもしないということで、文書をもう一度纏めますけれど、報告させてもらうということによろしいですか。

(異議なし)

委員長

要望書の中身では、今までの議論の中では、議会傍聴に関する現行の規制を緩和して下さいようお願いいたしますということですので、これは不可能ですという返事だけでいいと思うんです。先程から里川委員もおっしゃって、西谷委員も、私も言いましたが、出来るだけ傍聴者の方に、議員の意見にいろいろと議論して下さいと、それが開かれた議会、また身近な議会だという方向に進んでいこうということなんですが、他の委員さんからはそれがまた誤解を生んで、混乱する恐れも出てくるのと違うかという意見も何人かいますので、それについては議会からは皆さん方にそういうお願いはしないということで、纏めていきたいと思えます。そういうことで、この要望書についてはそういう取扱いをするということで、議会運営委員会としてもちろん、お伝えするというので。それでよろしいですか。

里川委員

現行、委員会規則とか、いろいろ見る中では制度上、それは仕方がないのかなという気もするんです。ただ、議会としてはこういった声もある中で、より開かれた議会を目指すという意味で、広く町民の方の意見が聞けるような、議会を作っていけたらなあということも考えているんです。その一端として、箱を置いたりしたんですが、なかなか活用されてないんですが、もう一点はホームページの問題もありま

したが、議会としても積極的にそういったメールなんかも受けるというような状況を、そういう宣伝というんですか、そういうのもしていきたいなど、良かったなあと思っているのが、合併委員会が主催という形で、前に住民の皆さんの意見をお聞かせ下さいとして、議会と住民さんと地下で、一回懇談会を持ちました。住民さんが発言するのに、いろいろ作ってきて、言っただいて、我々も参考になったんですが、ああいうことも本来、ああいうことが定期的にも、年に1回なら1回でも、議会と住民の方と懇談しますよみたいな、各議員活動の中で議会報告会というのはそれぞれ、議会報告という広報紙発行するとか、議会報告会するとか、各議員のそれぞれの活動としてそういうこともやっている方はやっていると思うんですけど、今後そういったことも視野に入れて、より町民の方と議会と身近なものにしていく方法を、我々も考えて行かないといけないと思っています。選挙しても投票率が下がってきているとか、いろんな問題もありますけれども、これからは地方行政、非常に厳しい状況の中で住民との協働ということを斑鳩町打ち出してますけど、やはり議会もそういう姿勢を持っていかないといけないなあというのを、こういう要望書を見るに付け、更に余計に強く感じてますので、そういったことも含めて今後も開かれた議会について、我々も、議会運営も、更に検討を重ねていきたいというようなことも、要望書出された方にもそういったことも付け加えて、報告していただけたら有り難いと思うんですけど。

委員長 何とか理解していただけるよう、副委員長とも相談しながら、やっていきたいと思えます。

このことについては初日の全協で議員さんに報告しなければいけないので、そのように取り扱っておきます。

委員長 それでは、要望書等の取扱いについてという項目について終わります。

次に2. 一般質問について意見をお聞きしていきたいと思えます。

前回のいろいろな議論の中で、今の一般質問に時間の配分というんですか、時間割というんですか、現在でしたら、3番目の方までが初日の午前中、4番目からは午後だというような1つの線と、初日と2日目の線は、例えば13人いれば、7人は初日、8番目の人は2日目の一番というような、今までの慣例というんですか、そういう取り組みで来ておまして、里川委員からの提案がありましたように、もし午前中に3人が早く終わるようでしたら、4番目の人を議長の方から指名してもらって、詰めていくという、それもひとつの住民へのサービスではないのかというような感じで提案されたと思いますが、そのことについても、きちっとそういう具合に議会運営委員会として纏めた、そういう提案があつて、ほぼそちらへ向いているのかなと、あの時点で思っていたのですが、その事について再度ここで議論していただいて、3月議会で議長の方でそのように諮ってもらうのに、決めていきたいと思しますので、その点についてお伺いしたいと思します。

里川委員 1日目か、2日目かというのは、きちっとしておかないと、その議員さんご自身のご都合もあるだろうと思うんです。ですから、1日目か、2日目かというのはきっちり線を引いていただくという方針で、後は時間を見る中で進行については議長にお任せして、午前に何人とか決めずに時間を見ながら、詰めてやっていただくという形が一番いいかなと、私は考えているんですけれども。

委員長 以前提案された、他の委員さんは。

中川委員 私は逆に、昼一番を予定している方が、午前中に入ってしまう、その昼一番の人の予定に傍聴に来られた方が終わってしまっていたということも無きにしもあらず。だからそういうことも配慮して昼一番も決めておこうじゃないかと、だけど、くじ引きしたときにみんな議員さん協力しあつて、1時間に近い人が午前中に3人入ったら、昼一番もずれてこないし、休憩も長く取らなくていいから、議員さん同士で

そういう調整したらどうかと、今までどおりの形で、議員さん同士が調整したらどうかと思います。

委員長

以前、そのように議員同士で抽選後に交替したというのも、2日目がどうしても用事があるということとか、1日目と2日目を交替したのか、午前午後を交替したというのはあまり、ちょっとそういうのは、私あまり分からないんですけど、そういう具合に一応、今までどおり、1日目、2日目という区切りをするのと同じように、午前午後も、1日目の午前午後、そういう今までのような、それは堅持しておいて、もうちょっと、この前みたいなことで、午前中に短い人があるなら、いろんな話で替わってもらおうとか、里川議員がちょっとおっしゃった、町長に答弁を求めるのにその日に町長が居てないという、これはいけないから、交替してもらおうというようなことがありましたね。ちょっと、6月議会だったと思うんですが、傍聴にお出での木澤議員、浦野議員と平群の議会へ傍聴に行こうとして、電話を入れて、まだ続いていますということだったので、あとひとり残っているからということで、その人は午後だろうと思って、自分ところの議会と同じように思って、午後に行ったら、どうも詰めてしてしまって、丁度昼休みの時間に、傍聴できなかったことがあるんです。だから、先程里川委員がおっしゃったように、傍聴者に1日目、2日目の区切りをするということは、同じように午前午後も区切りを入れておくというのが住民のためかなと、そのようにも思います。今までの中で、この前みたいに、短くても3人で終わることで、もしそれが住民にとって待ち時間が多いうことになったら、そこで調整するという具合に。

西谷委員

事務的に詰めて行ったほうがいいと思う。確かにその議員のこと聞きたいという人もいてるけど、議会全体からしたら、その人の意見じゃなくて逆に言ったら、他の一般質問も聞いてもらった方が議会としてはいいわけで、9時から始まって最初が短くて、午前中4人で、昼から3人してもいいんじゃないかなと、変にその配慮することが逆に、

なかなか、この議員は少ないとか言っても、実際には答弁によって途中で審議ストップになることもあるだろうし、なかなか、そう思っているにもかかわらず、事務的に詰めていった方がいいんじゃないかなと、来られた方が、その人以外の議員の一般質問を聞けるという方が、いいんじゃないかなと思う。

中川委員 他の委員さんの意見も聴いてもらったら。

委員長 他にございませんか。

中川委員 局長に聞きたいが、何々議員は昼一番ですかとか、そういう問い合わせはないですか。

事務局長 数はなかったと記憶しておりますが、お昼からですかとか、そういう問い合わせは聞いております。ただ、昼の時間につきましても、2番目とか、3番目の議員さんについては分かりませんが、お昼の一番であるとかいうのは、午前中の審議の状況で、1時のやつが1時半になる可能性がありますよというお答えをさせてもらったことはございます。

中川委員 その問い合わせに答えられるのも、昼一番は何々議員からですよと、形があるから答えられるだけであって、昼一番、誰ですかと聞かれたところで、午前中に短縮してしまうと、昼から誰か分からないから、そういう問い合わせに対しても答えられなくなってくるというふうに、私もそういう所に不安もあるかなと思います。

飯高委員 詰めていったらいいのか、僕もそういうことを考えたのですが、詰めていくとやはり、傍聴者に対しての配慮というのが欠けてしまうというのがあるし、結局は元に戻すと言ったらあれですが、それが一番いいのかなと思ってるんですけど、ただやはり、この間のかなり時間

が余ってしまっという点が、どうも。くじ決めた段階において、例えば調整をしてもらえたらなあど、調整といっても実際時間が、理事者の答弁が長かったら、その辺はちょっと難しいところある。それが可能であればそういう形でもいいと思うんです。決めるということは大事だと思うんです。聞きたいという面がありますから、それは配慮またお願いしたいなど。

委員長

議員にとっての、抽選の中で午後からだという認識でいるのと、もしかして前の議員が短かったら午前中に登板出てくるというのは、もの凄くプレッシャーかかったり、平成3年に始めてきたときに一般質問を通告したときに、先輩議員が続けていくんやで、と冗談言っておられたんですよ。その時にはどうするんだということで心配したこともあるんです。調整ということも難しいと思うんです。今、飯高委員がおっしゃるように、こちらの質問はこれだけだけど、答弁が長い場合と、答弁によっては再質問というのが、3回という決めはしてませんので、議長の配慮で何回でも聞いてもらっていいというのでしてますから、これで終わろうと思っいても、やはり再度していたら、短く30分で終わるつもりが、1時間になってしまう場合もあるだろうし、調整もなかなか難しいだろうし。

中川委員

調整の仕方は、短い人を間に入れると調整する意味がないから、大体今までどおり、1時間質問しておられる方を午前中3人入れたらいいだけのことですから、それは調整可能だと思います。

浦野委員

中川委員のおっしゃることが、された方が自分で分かるから。僕なんか自分でいって、自分で答えてる癖あるから。1日目の午前中当たったと、或いは2日目の午前中当たったと、20分ぐらいで終わるだろうなと思っったときに、誰か午後の人、替わってくれませんかというふうに、そういうふうなチェンジは可能だと思うんです。

議長 大きな配慮しておるわけですから結局。配慮しておるわけですから。配慮しながらこういう問題を議論するということ自体、おかしい。出来れば朝早く終わって、昼からも早く終わったとしましょうよ。1時間で3人終わったとしましょう。また書きますよ。

委員長 議長、発言を止めて下さい。委員長としていいです。それを言ってもらったら、また元へ戻りますから、止めて下さい。議会運営上、参考に聞こうと思っただけですから。その話はもう止めて下さい。今、もう一度協議事項として挙げているのは、3月議会で議長に休憩を取ってもらう時間をどういうふうにするかということで聞いていますので、そこから先には進めないで下さい。

議長 出来れば、委員長もおっしゃるように3，3になるか、4，3になるのか分からないが、これは時間的なゆとりだけもらって、休憩するときは休憩していきますので、その点の取り方だけを決めておいてください。それで、私はそういうふうな運び方を探っていきますので。やはり一度させてもらって、2年目になったら、どのぐらいの配慮をしていかないといけないかぐらいは分かっておりますので、その点の配慮で探っていきますので、決めたからこれだと言ってもらったら、その都度変えますので、規則的なものをするよりも、出来れば時間の余裕を持たせて決めて下さい。

委員長 今までどおり、午前を3人、それで人数によって、午前は3人、いろいろ意見を聞かせてもらって、1時間で足りない人もたくさんおられると思いますけど、その方達を午前の方へ出来るだけ、交替してもらっていったら、住民にとってもあまり午前中に時間が空いているという印象を与えないんじゃないかなということも、今、触れておられますし、3人まで午前中という線はやはり残しておいた方が私もいいかなと思うんです。それまでは、抽選になったのは議会だよりの掲載と一致していると思うんです。発行しかけたときは、それまでは提出

順に順番はなっていたんです。一応締め切って、抽選してというのは、丁度、議会だよりの発行と同じような時期だったかなと記憶しているんですが、順番に載せていきますから、そういうこともあったから、抽選をするようになったと、議会運営委員会で視察に行ってもらった、そういう意見も、抽選しているというところも、通告順だということもあったと思うんです。だから、抽選で決まったときに短いと予想される人は、1時間の制限一杯行かれる方と替わってもらうとか、そういう具合にして、出来るだけ休憩時間が午前中に、午後の休憩時間というか、午後は早く終わるというのは、議長が心配しておられますけど、それでその日に予定していた議員さんの一般質問は終了しましたと、1時から始めて3人が1時間で終わろうと、それは何ら疑問というんですか、住民から、傍聴者から疑問は出ないと、そう思いますし、午前と午後でということで、浦野議員からもあるし、中川議員からも、1時間一杯いかれる方を出来るだけ午前と午後を替わってもらったという案です。あくまでも議会運営委員会としては、3人使って、午前終わるといような形でやってもらいたいんですが。

里川委員

そうしましたら、もしも午前で3人終わると、調整もうまくいかないという場合であっても、2人いったら休憩取るというのが通例なんですが、これを2人いって、休憩はもう15分なら、15分程度にしてください、続いて行くと。前みたいに時間調整するために休憩を長いこと取ったりとか、そういうことをせずに、午前中も早く終わるのだったら、早く終わってしまったらいいと思うんです。それで午後からは1時からですよと、午前中余ったら、次は1時からですよと言ったら、傍聴来ていた人がまたこようと思ったら、早く帰って一度用事をして来たらいわと、こうなりますけど、途中で長いこと待つと、あれになると思うんです。もし、調整がうまく行かないということがあったとしても、休憩時間については長い休憩時間をもう取らないという方針で進めていただけたら、そうしたら、午前も早く終わったら、職員さんにしても下に降りたら、下に降りたように用事もあるだろう

と、纏まって時間ある方がまし、途中で休憩ちょっと長い、また上がってとかするよりは。3月議会については、これまでのような、午前午後という考え方を進めていただくについては、皆さんそう思っておられるのだったら、それ以上私も異論を申し上げませんが、出来ましたら、調整、そして休憩時間はもう一定の休憩時間しか取らないという考え方だけ、出来たらしておいていただけたらと思うんですけど。

委員長

私も議長をしていたときに、15分の休憩で十分だけど、2人終わった時間で今度再開はあくまでも11時、10分前というように、その、というのは3番目の人が終わっても、そのまま、里川議員が提案してもらっているが、そこは15分で休憩を詰めといて、余った時間で出てしまうと、その方が、今まで取っていたのは、申し訳ないけど、お昼がまだだということで、いろんな事聞いたりしましたので、それはおかしかったなと、今、思います。議長も同じ意味で、2番目の人が早く終わった時点では、3番目の人は11時の10分ほど前から、もしその人が制限時間いっぱい行かれても、12時ぐらいで終われると、それと先程浦野委員から、中川委員からも、1時間いっぱい行かれる方ということもあったので、お昼休みは12時15分になるんですよ。ちょっとつらいなと思っていたので、今の、休み時間を15分と決めてもらう、これは議会運営委員会で皆さんが承知したら議長に申し入れしますので、議長はそのように諮ってもらえますし、また、全協でもそういう話をしていって、もう少し誤解がないようにいけるのかなと、今の提案には私は賛成させていただきたいなあと思います。そういう形で午前3人ということは今までどおりということで、ただ休憩時間は、15分だけと、2番目の人が終わったら15分だけ、そういうことである程度の解消できるのかなと思うんですが、どうですか。

浦野委員

それはそれでいいと思うんですけど。例えばこんなことできないで

しょうか。もう自分はひとつしか質問事項ないと、多分、20分、30分で終わるだろうと分かったときに、午後のくじを引くと。

委員長 それも当然くじを引いた中で替わってもらおうということもして、それでも

浦野委員 で、里川議員の意見も賛成。

委員長 そういうこと。それもミックスしたような形で、臨機応変にやっ
ていこうと。どうですか、そのように皆さんにも報告して、議長にも回
ってもらおう、そういう形で纏めさせてもらってよろしいですか。

(異議なし)

委員長 何か一般質問についてという題を上げていましたが、その事が気にな
りましたので皆さんの意見を聴かせていただきました。

それでは、その他について、委員さんの方から質疑、意見等ありませんか。

里川委員 今日午前中、厚生常任委員会が開催されたんですが、その中で今度
の3月議会につきましては次世代育成支援行動計画を策定する協議会
を持つんだということで、その条例が厚生常任委員会に出てきたんで
す。私はこの計画については非常に昨年から注目をして、見てきた訳
なんですけれども、9名以内の委員をもって構成するとなっていて、
その委員の考え方を厚生委員会でお尋ねしましたところ、1番目
に町議会議員ということで入っていたんですが、その町議会議員につ
いては厚生常任委員長と、担当が説明をした訳なんですけれども、私
としましては、この間に、委員長になったらそういう委員会に入ると
か、そういう当て職的なことは止めて、出来るだけ広くその問題に関
心を持っている、その問題について取り組みたいという議員が委員長

でなくても行けるような形を採るべきであるという考えから、この間に委員長職、当て職だったものを随分解消してきた経過があると思うんです。なのに、今回、法令に基づくものとかいうものであったら、また、別段の考え方もあるかも分かりませんが、これについてはやはりいろいろ、各分野の方々と協議をするということでは、そういった委員長が行くんだというものではなくて、この問題について積極的に協議会に参加して意見を述べたいという議員さんを議会として選出して、やったらいいんじゃないかなと、これまでもそういう方向で来ていたと、そういう方向を作って来ていたというふうに思うんです。私が議員になったときは、割合何でも委員長、委員長となっていたと思うんですが、今はそういうのを極力外していこうと、だけど議長については、これは議長に来てもらわんとあかんというようなものは、いろいろあるとは思いますが、この事についてはちょっと、議運でもご協議いただきまして、一定の方向というんですか、一定の方針を持って議会から、委員なり、協議会なり、参加をさせていただくということで、統一性を持たせていただけたらと思ったので、議会運営委員会のほうで、皆様のご意見お聞きして、方向性を確認させていただきたいというふうに思います。

委員長

今度の議会で、厚生常任委員会に付託されておりますが、2つの委員会がありますので、その委員の選出方法についての、その規則かなんかに町議会議員となっております。その場合は今までいろいろ議論している中で、13年度だったか、12年度だったか、一応取りまとめをしております。今まで里川委員のおっしゃったように、当て職的なことで、例えば青少年問題協議会などは正副議長、厚生常任委員長というような形であったこともあったんですが、それから、いろいろ当該委員会に対して大変混乱を招くとか、そういう議論の中で、きっちと条例なり、要綱なりで、例えば藤ノ木古墳整備検討委員会の委員は一応斑鳩町議会議長となっております。これは議長が交代したら、議長が替わって行くということになっておりますし、それと、皆さん

もお持ちだと思っんですが、先例と慣例の56ページにあります、町議会から選出する議会外の各種委員会委員の選出方法、先例ということていろいろ書かれております。これももう少しさわらなくてはいけないところがあるんですが、里川委員がおっしゃっているように、例えばこの中でも、厚生常任委員長と書いてあるのがありますが、それは議会の中から、委員に行くという意思表示が誰もなかった場合は、その委員長が行くとか、そういうように理解しなければいけない。といいますのは13年の時に、議会で議論した中でもそういうことがありましたので、今日、そういうことで、厚生委員会で、理事者側から委員長というような、ちょっとそれは、こっちに任せてくれないといけないということになりますし、それで委員長が必ず行くということには私はならないと思います。それを議論するまでもなく、やはり全員協議会の中でこの委員に議会から、希望者を募って、複数の場合は話し合い、誰も行かないとなった場合は、厚生常任委員長ということていいのかなと思っんですが、この事で実は開会中の今度の議会運営委員会で任期が切れる委員さんがいますので、その事についても議論していただく予定をしておりますので、条例そのものの制定、それから出発は4月からということですので、開会中の議会運営委員会の中でそれらも含めて、議会運営委員会としての意見を纏めていきたいと思っしますので、こんなこと言ったら失礼ですけど、新議員さんの中でもちょっと、そういうことを勉強しておいてもらえたらと思っします。今日のところは深く下げて行かなくても、どうですか。

里川委員 委員長も今、ご認識いただいたように、私も今そういう認識でおったのに、今日ちょっとメンバー構成聞いたら、そんなことだったと、ただ条例自身は1番に町議会議員となつてまして、障害者計画検討委員会にしましても、それも町議会議員となつてましたし、この障害者の計画の時も別に委員長、副委員長、拘らずに委員を、この時は厚生委員会の中で委員を選出したんですけども、そういうことを行われてきて、流れがありますので、今、委員長がおっしゃったように、委

員長とするとか、議長とするとかいう以外のものですね、議会議員となっている場合はその問題について深く関心をお持ちの議員さんなり、希望を聞いていただいて選出していくという方向を、ここで確認さえさせていただいたら、別にそれ以上はあれですし、委員長の方も、決定されたらおかしいということをおっしゃっていたので、私はそれで結構です。

委員長

この事について何か。

その他のことで、他の委員さん何か意見がございましたら。

(質疑なし)

委員長

それでは事務局から何か報告ありますか。

事務局長

お手元に資料を入れさせていただいております。昨日、この陳情書と併せて政治倫理条例の調査請求書がまいっております。議長宛にまいっておりますので、署名者が189名の方から政治倫理規定に基づいた調査をしてほしいという請求をいただいておりますので、この署名については選挙人名簿の500分の1以上の署名となっておりますので、今、選挙管理委員会へ署名者の確認をさせていただいているという状況です。この署名の確認が終わりましたら、議長から所定の500分の1以上の人数があるということであれば、政治倫理審査会へ調査の請求を議長から出していただくという予定になっておりますので、今現在受理という形ではございませんので、確認をさせていただいているという状況で、写しを配布させていただいておりますので、状況だけご了解をいただければと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

委員長

政治倫理条例によって、議員に対するものは議長に提出するということになっておるとのことと、署名に関しては、正式には受理でき

ていないと、それは選挙管理委員会での署名簿の適正の判断を受けてから、その日が受理ということですね。そのような報告をさせてもらいました。現在の状況だけを報告していただきました。

これについて何か質問はございますか。

(質疑なし)

委員長

他にございませんか。

最後に、議会運営委員会の開催について確認をしておきたいと思えます。

初日の本会議前には、特段の審議を要することがなければ議運は開かないと言うようにいたしたいと思いますがよろしいですか。

(異議なし)

委員長

それでは、そのように確認をさせていただいておきます。

冒頭でもお願いを致しておりますように、一般質問の通告は初日の午後1時となっておりますので時間をお間違えのないように、本会議開会までに質問順をきめる抽選もされますので、再度時間のご確認方よろしくお願いを致しておきます。

それでは、これをもって本日の議会運営委員会を終了させていただきます。ご苦労様でした。

(午後3時30分 閉会)